

規制影響分析書

平成21年3月

規制の名称	障害福祉サービス事業の運営適正化に関する指定障害福祉サービス事業者に対する規制の見直し (障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関係)														
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課														
関係部局・課室	監査指導室、施設管理室、自立支援振興室														
関連する政策体系	<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>VIII</td> <td>障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>1</td> <td>必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>1-1</td> <td>障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標</td> <td>1</td> <td>地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること</td> </tr> </table>			基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	個別目標	1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること													
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること													
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること													
個別目標	1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること													

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

【法律改正の背景】

障害者自立支援法は、平成18年4月から施行され、現在に至るまでこの法律に基づく様々な障害福祉サービスの充実が図られてきたところである。

今般、障害者自立支援法附則第3条の施行後3年を目途とし、これまでの施行状況を踏まえつつ、必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援するため、制度全般について所要の見直しを行うこととしている。

【規制の新設・必要性】

① 現行の障害者自立支援法の指定障害福祉サービス事業者等、児童福祉法の指定知的障害児施設等に対しては、立入検査、勧告・命令、指定の取消し等様々な事業規制が設けられている。

今般、既存事業の再編若しくは新規創設に伴い、これらの事業を行う事業者について、既存の事業者に義務付けている規制と同様の規制を設けることにより、障害福祉サービス事業の質の確保及び障害福祉サービス利用者の保護を図る必要がある。

② 平成19年4月に大手介護サービス事業者による不正事案が発覚したことにより、8万人弱の利用者、2万人以上の従業員に影響を与え、国民の信頼を著しく低下させる事態が生じた。

このような事案に対応するため、平成20年に介護保険法が改正され、介護保険制度においては、介護サービス事業者に対して法令遵守体制の確保を義務付けるとともに、事業者の本部等への立入調査権を創設するなど必要な制度の見直しを行ったところであるが、類似のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者等及び指定知的障害児支援施設等の設置者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)については、同様の体制が整備されていないところである。

そのため、障害者自立支援法及び児童福祉法においても、介護保険法と同様の事業者規制を設けることにより、不正事案の発生防止を図り、指定障害福祉サービス事業者等の事業の適正化を図ることにより利用者の保護をより一層図る必要がある。

【参考】

社会保障審議会障害者部会「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1216-5.html>

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 指定取消等の処分があった障害福祉サービス事業所数 (単位：事業所)	—	—	—	20	—
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害保健福祉部企画課監査指導室の調査によるものである。 なお、平成20年の件数については、現在取りまとめを行っているところである。					

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
<p>① 障害者自立支援法の相談支援事業について、障害者の地域移行を進める観点から、地域移行に関する相談とサービス利用のための計画を作成する事業に再編することとしている。また、児童福祉法の障害児支援について、障害者自立支援法の児童デイサービスと施設に通所してサービスを受ける支援を障害児通所支援として再編するとともに、障害児及びその保護者に対する相談等を行う障害児相談支援を創設することとしている。</p> <p>これらの事業を行う者に対して、障害者及び障害児に対するサービスを適切に提供する観点及び現行事業者に対する規制とのバランス等の観点から、現行の障害者自立支援法及び児童福祉法により義務付けられている立入検査、勧告・命令、指定の取消し等の規制について、既存の事業者と同様の規制を設ける。</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監督体制等を充実させるため、以下の内容の規制を整備する。</p> <p>i 業務管理体制の整備の義務付け及び指導・監督権の創設 公益性の高い指定障害福祉サービス事業者等のより高い水準の法令遵守と事業運営の透明性の確保のため、事業者等に対して、業務管理体制の整備を義務付ける。また、国、都道府県及び市町村に対して、新たに、事業者等の本部等への立入調査権等を創設する。さらに、事業者等の業務管理体制に問題がある場合に、国等が是正勧告 ・是正命令を行うことができる権限を創設する。</p> <p>ii 不正事業者による処分逃れ対策 事業廃止届の提出について、事後届出制から事前届出制に改める。また、同一法人グループ内に指定取消を受けた事業者等がある場合及び監査中に正当な理由なく事業廃止届を提出した場合について、指定・更新時の欠格事由に追加する。</p> <p>iii 指定・更新の欠格事由の見直し ある事業所の指定取消が行われた場合に、同一事業者等が展開する他の事業所の指定・更新を一律に認めない仕組みを改め、不正行為への組織的関与がない場合等は指定・更新ができる仕組みとする。</p> <p>iv 事業者等に対するサービス確保の義務付け 事業廃止等の際も指定障害福祉サービス事業者等によるサービスを必要とする障害者及び障害児が適切なサービスを継続して受けることができるよう、事業者に対して、事業廃止時における利用者のサービス確保対策を義務付ける。</p>
<p>根拠条文</p> <p>①について ・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第48条、第49条第50条等 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の15、第24条の16、24条の17等</p> <p>②について 新設のため現行法上はない。</p>

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

<p>【国民、サービスの利用者への便益】（便益分類：A） 指定障害福祉サービス事業者等の事業運営の適正化がなされ、サービスの利用者は、安心して質の高いサービスを安定的かつ継続的に受けることが可能となる。</p> <p>【指定障害福祉サービス事業者等への便益】（便益分類：A）</p>

新たに再編、創設する事業者に対して、既存の事業者と同様の規制を設けることや、指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令を遵守する等の義務付けがなされることにより、法令に違反する事案が減少する等、指定障害福祉サービス事業者等に対する国民の信頼が高まる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

遵守費用 (費用分類：C)

- ① 既存の指定障害福祉サービス事業者等に対して設けられている規制を、新たに再編、創設する事業者にも課すものであること
 - ② 指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものであること
- などから、この面の負担の増加は小さい。
ただし、業務管理体制の整備状況について都道府県等への届出に係る負担は増加する。

行政費用 (費用分類：C)

- ① 今般、新たに再編、創設する事業者に対しても立入検査等を行うこととなるが、現在においても、既存の事業者に立入検査等を行っていること
 - ② 新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであること
- などから、若干の負担の増加と考えられる。

その他の社会的費用 (費用分類：A)

指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的費用に係る負担も減少する。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

指定障害福祉サービス事業者等に、法令遵守のための業務管理体制の整備に関する届出等の費用が発生するが、本来、指定障害福祉サービス事業者等は公益性の高い障害福祉サービス事業を営む以上、法令遵守や利用者のサービス確保のための責任を負っており、障害福祉サービス利用者、ひいては国民の障害福祉サービスへの安心感・信頼につながるという便益を勘案すると、本規制の新設・改廃は、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。
また、同様の規制が設けられている介護保険法と比較しても、過度な負担を強いる規制とはなっていない。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

新たに再編、創設する事業を行う者に対しての規制や、業務管理体制について、都道府県が立入検査、指導監査等を行い、国は関与しないこととする。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【国民、サービスの利用者への便益】(便益分類：A)

指定障害福祉サービス事業者等の事業運営の適正化がなされ、サービスの利用者は、安心して質の高いサービスを安定的かつ継続的に受けることが可能となる。

【指定障害福祉サービス事業者等への便益】(便益分類：A)

新たに再編、創設する事業者に対して、既存の事業者と同様の規制を設けることや、指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令を遵守する等の義務付けがなされるこ

とにより、法令に違反する事案が減少する等、指定障害福祉サービス事業者等に対する国民の信頼が高まる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用 (費用分類：C)

- ① 既存の指定障害福祉サービス事業者等に対して設けられている規制を、新たに再編、創設する事業者にも課すものであること
- ② 指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものであることなどから、この面の負担の増加は小さい。
ただし、業務管理体制の整備状況について都道府県等への届出に係る負担は増加する。
また、二以上の都道府県域に展開する事業者への立入検査等の規制や、業務管理体制の整備に関する指導監督については、当該各都道府県によって実施されるため、最大47都道府県が実施することも考えられ、立入検査を多数回受けるなど事業者の負担が相当程度増加する。

行政費用 (費用分類：C)

- ① 今般、新たに再編、創設する事業者に対して立入検査等を行うこととなるが、現在においても、既存の事業者に立入検査等を行っているものであること
- ② 新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点が変わるだけであること
などから、若干の負担の増加と考えられる。
ただし、二以上の都道府県域に展開する事業者の立入検査等の規制や、業務管理体制の整備に関する指導監督については、都道府県の指導監督権が重複するため、マクロで見た行政コストが増大する。

その他の社会的費用 (費用分類：A)

指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的費用に係る負担も減少する。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

代替案においては、新たに再編、創設する事業を行う者に対しての立入検査等の規制や、業務管理体制の指導監督の主体が異なるだけであるため、便益については変わらないが、費用については、事業者の給付費に関する調査に係る遵守費用や、業務管理体制の整備に係る遵守費用が、立入検査を多数回受けることとなるため相当程度増大し、また、勧告・命令や、指導監督権の重複という行政コストの無駄が生じることから、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

今般の法改正に当たっては、平成20年4月から平成20年12月まで、社会保障審議会障害者部会において、全19回にわたり検討が行われてきた。

また、平成20年3月から平成20年7月まで、障害児支援の見直しに関する検討会において、全11回にわたり検討が行われてきた。

これらの審議会等では、障害福祉サービスの関係者や当事者を始め、様々な分野にわたる学識経験者及び利害関係者が参加しており、多様な観点から障害者自立支援法の改正等について御議論いただいたものであると考えている。

今般の改正は、この審議会等での意見を反映した報告書をもとにしており、各立場からの意見が十分に反映されていると考えている。

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。